令和7年分年末調整(キャッシュレス納付含む)説明会を開催

当日は、源泉所得税のキャッシュレス 体験コーナーも設置します。

説明会の参加には予約が必要です。開 催日前日の午後5時までに電話で下記の 問い合わせ先に連絡してください(土・ 日・祝日を除く)。

※申込状況等により、ご希望に添えない 可能性があります。ご了承ください。

固宇治税務署法人課税第1部門(☎0774-44-4457)

開催日時	開催場所	定員
11月18日(火) ▶第1部 午前10時~正午 ▶第2部 午後1時30分~3時30分	文化パルク城陽 ふれあいホール (城陽市寺田今堀1番地)	各回150人 (参加無料)

八幡市定額減税補足給付金 (不足額給付金)

申請期限は11月28日(金)

令和6年度に実施した八幡市定額減税補 足給付金(当初調整給付金)の支給額に不 足額が生じた人等に対して給付を行います。 支給対象者のうち、申請が必要な人には、

すでに支給確認書を送付しています。期限 後の受け付けはできないため、申請がお 済みでない人は、必ず期限までに申請して ください。

間稅務課定額減稅補足給付金担当(☎983-7220)

税に関する 小学生の絵画展

11月11日(火)~17日(月)の「税を考える週間」 に合わせて「税金でつくられているもの」をテーマに 市内小学生が描いた絵画を展示します。

- ■期間 11月11日(火)~17日(月) ※12日(水)は除く。
- ■場所 文化センター1階ロビー

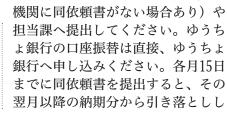
固税務課市民税係(**☎**983-1113)

納付は口座振替のご利用を 市税・国保料

固定資産税(第4期分)・国民健 康保険料(第6期分)の納期限は12 月1日(月)です。納期限までに市 税等取扱金融機関、コンビニ、スマ ホ決済(PayPay、au PA Y、d払い、FamiPay)、地 方税お支払サイト(※)、市役所で 納付してください。

※市民税・府民税(普通徴収)、固 定資産税・都市計画税、軽自動車

税(種別割)の税目 に限り、地方税お支 払サイトで納付いた だけます。詳しくは こちらの二次元コー ドから。



ます。

※納期限までに納付がない場合は督 促状(督促手数料100円を加算) を送付し、京都府と京都市を除く 府内25市町村で組織する広域連合 「京都地方税機構」に徴収事務を 移管します。

間市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、 国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係(☎983-2962)

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の 負担を軽減

会社の倒産や解雇等により失業し た国民健康保険(国保)加入者の保 険料を軽減します。軽減を受けるに は、申請が必要です。

- ■対象 次のすべての要件を満たす 人
- ・離職時点65歳未満
- ・雇用保険の「特定受給資格者」ま たは「特定理由離職者」と認定さ れた人
- ※特定受給資格者と特定理由離職者 の確認は、雇用保険受給資格者証 または雇用保険受給資格通知に記 載されている離職年月日と離職理 由コードで確認できまっては、一番職理由コードは、 右の二次元コードから
- 確認できます)。 ■軽減方法 失業者の前年給与所得 を実際の3割とみなして保険料を 算定し、また高額療養費負担限度

額等の所得区分の再判定を行いま

- ※給与所得以外の所得や失業者本人 以外の国保加入者の給与所得は対 象外です。
- ■軽減期間 離職日翌日の属する月 から翌年度末の間
 - (例)令和6年3月31日~令和7 年3月30日に失業した人

国保料=離職日翌日の属する月から 令和8年3月まで

高額療養費負担限度額等=離職月の 翌月から令和8年7月まで

- ※他の健康保険への加入等により、 国保の資格を喪失した時点で軽減 終了。
- ■手続きに必要なもの マイナンバ ーカード、国民健康保険証または 資格確認書、雇用保険受給資格者 証または雇用保険受給資格通知

その他の失業者の 保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険

を受給する場合、その受給期間に相 当する保険料について、所得割の月 割額を3割減免します。

口座振替の申し込みは、口座振替

依頼書を市税等取扱金融機関(金融

- ■手続きに必要なもの マイナンバ ーカード、国民健康保険証または 資格確認書、雇用保険受給資格者 証または雇用保険受給資格通知
- ※失業等により前年より所得が著し く減少する国保加入者も減免の対 象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月 に支払う一部負担金が高額となる場 合、一定の要件に該当すれば一部負 担金を減免します。

- ■減免期間 原則年間3カ月以内 (医師の意見書により最大6カ月 まで延長可)
- ■要件
- ①世帯主と国保加入者全員の預貯金 合計額が、生活保護基準額に1000 分の1155を乗じた額の3カ月分以 下で、かつ国保加入者全員の申請 月の過去3カ月の収入平均が、同 月の生活保護基準額に1000分の

- 1155を乗じた額の平均値に、世帯 の医療費自己負担限度額を加算 し、その額に1000分の1155を乗じ た額以下となる場合
- 2世帯主または被保険者が、り災に より重大な損害を受け、死亡もし くは重篤な負傷を被った場合
- ■手続きに必要なもの マイナンバ ーカード、国民健康保険証または 資格確認書、加入者全員の収入状 況等を証明できる書類(給与支払 証明書等)、通帳全て(直近3カ 月分が記帳されたもの)、家賃が わかるもの(賃貸のみ)

高額医療費貸付金

国保加入者が医療機関で1カ月に 支払う一部負担金が多く高額療養費 が発生する場合、高額療養費が支給 されるまでの間、その金額を貸し付 けします。

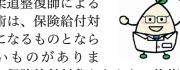
- ※貸付金の償還は、高額療養費の充 当により行います。
- ■手続きに必要なもの マイナンバ ーカード、国民健康保険証または 資格確認書、医療費の請求書
- ▶労災保険が適用となる仕事中や通 勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力を

国民健康保険の医療費は加入者の 保険料等で賄われています。柔道整 復師に保険の使える範囲を相談し、 適切に受診することで医療費の適正 化につながります。皆さんのご理解 とご協力をお願いします。

国民健康保険で柔道整復師(整骨院・接骨院)による 施術を受けられる人へ

柔道整復師による 施術は、保険給付対 象になるものとなら ないものがありま



す。保険給付対象とならない施術を 受けた場合には健康保険は使えませ んので、ご注意ください。

保険が使えるとき

- ▶外傷性のねんざ・打撲(スポーツ でのねんざ等)
- ▶医師の同意がある場合の骨折・脱
- ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術 (応急手当後の施術には、医師の

同意が必要)

保険が使えないとき(全額自己負担)

- ▶単なる(疲労性・慢性的な要因か らくる) 肩こり・腰痛
- ▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋 肉疲労
- ▶脳疾患後遺症等の慢性病や症状の 改善がみられない長期の施術
- ▶保険医療機関(病院・診療所等) で同じ負傷等の治療中のもの

問国保医療課国保年金係(☎983-2962)